

漁業法第 64 条第 4 項の規定により聴いた霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

霞ヶ浦北浦海区漁場計画の案に異議なし。

2 意見の処理の結果

異議が無い旨答申されたことから、霞ヶ浦北浦海区漁場計画の案のとおり海区漁場計画を作成した。

3 その他

令和 5 年 2 月 1 6 日開催の第 551 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会において、当該漁場計画に異議ないと議決された。